

## 仙台市震災復興検討会議設置要綱

(平成23年6月16日市長決裁)

## (設置)

第1条 東日本大震災からの本市の復興に関し、有識者等による意見交換を行い、その成果を本市の復興計画へ反映させていくため、仙台市震災復興検討会議（以下「復興検討会議」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 復興検討会議の検討事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の復興計画に関すること
- (2) その他復興計画策定のため市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 復興検討会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から本市の復興計画の策定日までとする。

## (議長及び副議長)

第4条 復興検討会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選によって、これを定める。
- 3 副議長は、委員のうちから、議長が指名する。
- 4 議長は、復興検討会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する副議長が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 復興検討会議は、議長が招集する。

- 2 復興検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 復興検討会議の庶務は、震災復興本部震災復興室において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、復興検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が復興検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月16日から実施する。